

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等12機関（公営企業）

(2) 監査対象期間：令和3年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和4年5月11日～令和4年6月23日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

会計名	監査対象機関名	監査実施日	
病院事業	健康増進課 医療指導課	令和4年6月14日～令和4年6月16日	
流域下水道事業	下水道課	令和4年5月25日～令和4年5月26日 令和4年6月6日～令和4年6月10日	
	建築都市総務課	令和4年6月6日～令和4年6月10日	
	流域下水道事務所	令和4年5月31日～令和4年6月1日	
	南筑後県土整備事務所	令和4年5月17日	
	直方県土整備事務所	令和4年5月11日	
	八女県土整備事務所	令和4年5月24日	
	北九州県土整備事務所	令和4年6月2日～令和4年6月3日	
電気・工業用水道・工業用地造成事業	企 業 局	管理課（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	令和4年6月21日～令和4年6月23日
		矢部川発電事務所（電気事業）	令和4年5月23日
		苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	令和4年5月18日～令和4年5月19日

(2) 主な調査項目

ア 経営管理の状況

経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算の状況

イ 財務諸表の内容

資産、負債及び資本の状況並びに収益・費用の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 (病院事業会計)	収 入	1	自動販売機及び空缶入れの設置に係る行政財産使用料について、当該設置により利用できなくなる面積も使用面積に含めて算定すべきところ、これを行っていなかったため、調定金額が不足していた。
計			1 件